

## 第80課 株式会社—資本と株式 その4

次に、株式の譲渡と**株券**についてみてみよう。

商法は、株式会社の社員の地位を株式という形で細分化するだけでなく、これを**有価証券**化している。つまり、証券という物体に権利を表章させているのである。これが株券である。会社は、株式について必ず株券を発行しなければならない（商法第226条第1項）。株券は、その保有者が株式会社の社員、すなわち株主であることを証明するばかりでなく、株式を譲渡する際に必要となる。株式の譲渡は、株券の交付をもって行わなければならないからである（商法第205条第1項）。つまり、株式の譲渡については、株券の交付は単なる対抗要件ではなく、権利移転の要件なのである。

商法がこの様な制度を採用したのは、株主の会社に対する権利関係を明確にするためと、投下資本の回収のために株式の譲渡を容易にするためであるとされている。

株券には、会社の商号、会社成立の年月日、株券の発行年月日、株券の番号、その株券が表す株式の数、株主の氏名並びにその他の商法第225条所定の事項が記載され、代表取締役がこれに署名する。そして、株券はこのようにして作成され、これを株主に交付されることによって、初めて有価証券として成立する。

株券は、1枚の株券で複数の株式を表章することができる。実際に10株券、100株券などが存在する。しかし、株主が自由に譲渡する株式の数を決められるようにするため、株主の請求があれば、会社は必ず1株単位の株券を発行しなければならない。また、株主は10株券を1株券10枚にするなど、あるいは1株券10枚を10株券1枚にするなど、株券の分割や併合を請求することができる。

ところで、株主は、他の者に対して株式を譲渡するには、株券を引き渡せばよいが、株式を譲渡された者が新たな株主として会社に対して権利を行使するには、株券を占有するだけでなく、会社に備え付けられている「**株主名簿**」の記載を自己名義に書き換えてもらわなければならない。これは、株式を譲り受けた者が、株券を会社に呈示して行う。株券の占有者は、適法な権利者と推定されるので（商法第205条第2項）、会社は、反証ができない限り名義の書き換えは拒否できないし、逆に、株券の呈示があれば、仮にその者が無権利者（例えば株券を盗んだ者）であったことが後で分かっても、**名義書換**をしたことによって責任を問われることはない。

要するに、株式の譲渡は、譲渡の当事者間では株券の引渡で行われるが、譲渡を受けて株主になった者が、株主としての権利、つまり株主総会における議決権や利益配当請求権を会社に対して主張し、行使するには、株主名簿上の名義を自分の名前にしておく必要があるのである。

## 1 重要語句

### a 株券

株券は概ね次のような格好をしている。

(表面)

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| <b>〇〇〇〇株式会社株券</b>          |          |
| <b>☆1000株券</b> 12H第012345号 |          |
| 会社の商号                      | 〇〇〇〇株式会社 |
| 会社成立の年月日                   | 平成3年4月3日 |
| 本株券は記名者が上記株数の株主であることを証する。  |          |
| 〇〇〇〇株式会社                   |          |
| 代表取締役社長 <b>河内一郎</b> ㊞      |          |

(裏面)

|                  |     |       |      |                   |     |       |      |
|------------------|-----|-------|------|-------------------|-----|-------|------|
| 株主 <b>海陽次郎</b> 殿 |     |       |      | 株券発行年月日 平成4年5月10日 |     |       |      |
|                  | 株主名 | 登録年月日 | 登録証印 |                   | 株主名 | 登録年月日 | 登録証印 |
| 1                |     |       |      | 5                 |     |       |      |
| 2                |     |       |      | 6                 |     |       |      |
| 3                |     |       |      | 7                 |     |       |      |
| 4                |     |       |      | 8                 |     |       |      |
| 〇〇〇〇株式会社         |     |       |      |                   |     |       |      |
| 012345678923445  |     |       |      | 12H第012345号       |     |       |      |

### b 有価証券

私法上の財産権を表章する証券で、その権利の移転が証券の占有移転(引渡し)によってなされるべきものを指す。手形、小切手、株券、債券、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、抵当証券、商品券などがその例である。

### c 株主名簿

会社に備え付けられている名簿で、現在誰が株主であるかが分かるようになっている。株主名簿には商法第223条所定の事項を記載しなければならない。

### d 名義書換 (めいぎかきかえ)

株券の引渡しを受けて株主になった者は、株券を会社に呈示して、株主名簿の名義を自己名義に書き換えてもらわないと、会社に対する権利を行使できない(商法第206条第1項)。この手続きを「名義書換」という。相続や会社の合併などで株式を取得したときにも、名義書換が必要となる。